

## 太陽光発電設備を設置する場合の届出等に関する取扱要領

25 飯地計第 161 号

平成 25 年 7 月 29 日施行

### 1 趣旨

太陽光発電設備を設置する場合において、景観法及び飯田市土地利用調整条例に規定する届出について、以下その取扱要領を示す。

### 2 太陽光発電設備について

土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについては、平成 23 年 3 月 25 日付け国住指第 4936 号「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」によれば、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないものとされている。

### 3 太陽光発電設備の付属施設について

太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設については、平成 24 年 6 月 8 日付け国都開第 2 号「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」によれば、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際は、都市計画法第 29 条の開発許可は不要とされている。よって、個々の案件ごとに開発許可権者である県の担当部局に確認を要するものとする。

また、都市計画法第 29 条の開発行為の許可を要しない規模の施設について、建築基準法上の建築物に該当するか否かについては建築確認部局に確認を要するものとする。

### 4 届出について

土地に自立して設置する太陽光発電設備について、太陽光発電パネルを敷き詰めるなど敷地として明らかに他の土地とは性質が異なることから、飯田市土地利用調整条例第 4 条第 1 項第 4 号及び景観法施行令第 4 条第 1 号に定める「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。

なお、飯田市土地利用調整条例の届出がなされると、特定開発事業等として排水施設や氾濫調整池等の基準が適用されるが、排出雨水量の計算にあたり、太陽光発電パネル部分の流出係数の種別を、氾濫調整池等の設計要領に定める「屋根」として取扱うものとする。

国住指第4936号  
平成23年3月25日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

貴職におかれましては、建築基準法の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正する政令を平成23年3月25日に閣議決定し、太陽光発電設備等を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）が適用される工作物から除外する改正（令第138条第1項の改正規定）に関しては平成23年10月1日から施行することとなりました。

本改正に係る細目、土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い及び建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱いについて、下記のとおり通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

### 記

#### 第1 太陽光発電設備の法が適用される工作物からの除外について

法の規制の対象となる工作物から、他の法令の規定により法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする（令第138条第1項）。当該指定については、本改正規定が施行される平成23年10月1日までに行う予定であり、現行の規定により適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備を指定する方針である。

## 第2 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

## 第3 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

国 都 開 第 2 号  
平成24年6月8日

各都道府県  
各政令市  
各中核市  
各特例市開発許可担当課長 殿

国土交通省都市局  
都市計画課開発企画調査室長

太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を踏まえ、太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設に係る開発許可制度上の留意事項について下記のとおり通知しますので、制度運用にあたり留意願います。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市、中核市及び特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要である。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」の判断にあたっては、開発許可制度運用指針（平成13年5月2日付け国総民第9号）Ⅲ-1-2（4）風力発電機の付属施設を参考にされたい。

なお、開発許可は都市計画法第4条第12項に定める開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている場合に許可を要するものであるため、太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合は許可を要しない旨、念のため申し添える。また、建築基準法上の建築物への当否については建築確認部局に確認されたい。